

田辺市障害者日中一時支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者及び障害児(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。))第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児をいう。以下「障害者等」という。)の日中における活動の場を提供し、障害者等の見守りや社会に適応するための日常的な訓練、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息の場を確保することを目的とする。

(事業)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、法第77条第3項及び地域生活支援事業実施要綱(平成18年8月1日付障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)に定める日中一時支援事業(以下「事業」という。)を行うものとする。

(事業の委託)

第3条 市長は、事業の運営(第7条に規定する利用決定を除く。)について、これを適切に実施することができると思われる事業者に委託するものとする。

(事業の内容)

第4条 この事業の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 日中ショート事業
- (2) デイサービス事業

2 日中ショート事業は、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を確保するため、障害者等の見守り、入浴、排せつ又は食事等の介護や日常生活上の支援を提供するもので、施設入所支援、短期入所、訓練等給付(法第5条第16項に規定する共同生活援助を除く。)等の障害福祉サービス事業所又は短期入所、通所介護等の介護保険事業所において、当該事業の運営に支障のない範囲で実施する場合とする。ただし、介護保険事業所で実施する場合は、障害者等の近隣において、当該日中ショート事業を実施する障害福祉サービス事業所がない場合に限る。

3 デイサービス事業は、障害者等の日中における活動の場を確保し、通所により、入浴、食事の提供、創作的活動、文化的活動、機能訓練、介護方法の指導、社会適応訓練、更生相談、レクリエーション等のサービスを提供するもので、単独の事業所で実施、又は施設入所支援、短期入所、訓練等給付(法第5条第16項に規定する共同生活援助を除く。)等の障害福祉サービス事業所又は介護保険通所介護事業所において、当該事業の運営に支障のない範囲で実施する場合とする。

(利用対象者)

第5条 事業の利用の対象となる者(以下「利用対象者」という。)は、市内に居住し、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により本市において記録されている者(以下「市民」という。)である障害者等で、日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要と市長が認めた者とする。

2 前項の規定にかかわらず、法第 19 条第 3 項の規定を準用して支給決定を行うことにより市民となった者で、支給決定を行った自治体から事業の利用決定された場合においては、この要綱の規定を適用しない。

3 第 1 項の規定にかかわらず、市民でないが法第 19 条第 3 項の規定を準用して支給決定を行っている者が、その居住する自治体において事業の利用決定されない場合においては、その者を市民とみなし、この要綱の規定を適用する。

(利用申請)

第 6 条 利用対象者又はその保護者(以下「利用対象者等」という。)は、事業を利用しようとするときは、利用申請書に必要書類を添付して市長に提出しなければならない。

(利用決定等)

第 7 条 市長は、前条の規定による利用申請を受理したときは、速やかに、第 5 条に規定する利用対象者の要件及び事業の利用の必要性を検討し、その可否、1 月に利用可能な日数、利用決定期間及び次条第 1 項に規定する利用者負担を決定し、利用対象者等に通知しなければならない。

(利用者負担)

第 8 条 利用対象者は、事業を利用したときは、事業に要した費用として別に定める額(以下「費用額」という。)の 1 割に相当する額(その額が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成 18 年政令第 10 号)第 17 条に規定する額(以下「負担上限月額」という。))を超えるときにはその負担上限額)を利用者負担として、事業者を支払わなければならない。

(委託料)

第 9 条 市長は、第 3 条の規定によりこの事業を受託した者(以下「受託者」という。)に対し、費用額から前条に規定する利用者負担を差し引いた額を委託料として支払うものとする。ただし、市長が、利用対象者の属する世帯が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成 18 年厚生労働省令第 19 号)第 32 条に規定する特別の事情があると認めるときには、その利用者に係る委託料については、利用者負担に相当する額の一部又は全部を含めて支払うものとする。

(報告)

第 10 条 受託者は、この事業に係る経理と他の事業に係る経理とを明確に区分し、この事業の経理に関する帳簿等必要な書類を備え付けるとともに、毎月の提供した事業の利用回数等を記録の上、その結果を翌月 10 日までに市長に報告するものとする。

(秘密の保持)

第 11 条 受託者は、市から譲り受けた住民に関する情報及び書類並びにサービスの実施に当たり知り得た情報及び作成した書類は、厳重な管理を持って保管し、市長の許可なしに関係者以外に漏らしてはならない。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

この要綱は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。